

平成29年11月定例会 総務委員会（事前）

平成29年11月21日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時03分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③）

- 議案第1号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 当せん金付証券の発売について
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

なし

吉田経営戦略部長

11月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成29年11月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案29件及び報告2件でございます。

その内訳は、予算案が第1号の1件、条例案が第2号から第9号までの8件、その他の議案が第10号から第29号までの20件、そのうち第11号から第28号までの18件が公の施設の指定管理者の指定についてであります。

報告につきましては、第1号及び第2号の2件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案でございますが、今年度の人事委員会勧告に基づく職員給与の取扱い、また知事等特別職の給料減額措置の延長につきましては、鋭意検討中であり、内容が固まり次第、必要な給与関係議案を速やかに調製し、一般質問の日に追加提案させていただきたいと考えております。

また、教育委員会委員に係る人事案件につきまして、閉会日の追加提案を予定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の平成29年度11月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと思います。

1 ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、一つ目として、1の（1）に記載のとおり、ラグビーワールドカップ2019におけるキャンプ地誘致の実現や、県民の皆様への安全で質の高

い競技環境を提供するための鳴門総合運動公園球技場の芝生の改修。

二つ目として、（2）に記載のとおり、公共工事の施工時期の平準化や、事業効果の早期発現を図るために必要な債務負担行為、いわゆるゼロ県債の設定、これらの施策に取り組むため編成したものであります。

また、補正予算の規模といたしましては、2、一般会計補正予算規模にお示ししておりますとおり、全て一般会計で1億1,000万円となっております。

資料2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります。が、（1）に記載のとおり、繰越金及び県債となっております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、土木費におきまして補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚物の提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして、御説明いたします。

第2号の条例改正につきましては、震災から県民の生命及び財産を守るためには、建築物の耐震性の確保が重要であることに鑑み、建築物の耐震診断及び耐震改修その他の対策の一層の促進を図り、震災に強い社会の実現に寄与するため、改正を行うものであります。

第3号の条例改正につきましては、食品表示の適正化の一層の推進を図るため、仕入れ関係資料等の適正な備付け、記載又は保存を行わなかった食品関連事業者等に対する罰則を定めるものであります。

第4号及び第5号の条例改正につきましては、住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務の範囲及び個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大するものであります。

第6号の条例改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員について、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定めるものであります。

第7号の条例制定につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

第8号の条例改正につきましては、土地改良法の一部改正により、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得している農用地を対象とした申請によらない土地改良事業が新設されたことに伴い、当該土地改良事業を実施した地域内の農用地が目的外用途に供された場合等に、県が徴収する特別徴収金に関する規定を定めるものであります。

第9号の条例改正につきましては、鳴門総合運動公園における武道館の冷暖房施設の新設及び野球場用照明施設の改築に伴い、使用料の額について所要の改正を行うとともに、都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園における運動施設の敷地面積の割合の上限を定めるものであります。

第10号の当せん金付証票の発売につきましては、平成30年度における当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額について議決をお願いするものであります。

第11号から第28号までは、公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決をお願いするものであります。

第29号の関西広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、関西広域連合の規約の一部変更に当たり、地方自治法の規定により議決をお願いするものであります。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては4件で、合計金額は90万4,327円となっております。

報告第2号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては12件で、合計金額は224万5,000円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の総務委員会説明資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案1件、その他の議案1件、報告1件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が536億300万円のところ補正後の限度額が537億200万円であり、9,900万円の補正をお願いするものでございます。

2ページをお開きください。

2、その他の議案等についてでございます。

こちらに記載しております（1）条例案1件、及び（2）当せん金付証票の発売についてにつきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

3ページを御覧ください。

（3）専決処分の報告についてでございますが、アの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきまして、3件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、三好市在住の方と、賠償金12万6,360円で和解したものでございます。その内容は、平成29年6月1日に県有バス車両が、方向転換のためにバックした際、地中に埋設されている浄化槽の上を通過し、重みでそのふた等を破損したものでございます。

2件目が、吉野川市所在の1法人と、賠償金15万1,070円で和解したものでございます。その内容は、平成29年6月29日に県有車両が、国道を東進中、前方の車両の減速に気づくのが遅れ、後方から追突したものでございます。

3件目が、愛媛県松山市所在の1法人と、賠償金61万7,000円で和解したものでございます。その内容は、平成29年7月12日に県有車両が、県道を南進中、赤信号の交差点手前で停車中の相手方車両に気付くのが遅れ、後方から追突したものでございます。

県有車両使用時における安全運転等につきましては、職員の交通安全への意識を高めるため、秋の交通安全推進運動に合わせて9月から10月にかけて、eラーニングシステムによる交通安全研修2017を実施したところであり、今後とも事故防止に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告案件はございません。

どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員

私のほうからは、今日も県土整備委員会で議論されている、例の情報漏えいの問題について聞いていきたい。なぜこれを聞くかといえば、職員の倫理条例等々に関わってくる案件であると私は思うんです。

そこで、通報がなかったら監察局でなく人事課らしいのですけれども、人事課のほうで、この事件についての概要、そして県土整備部のほうは既に調査の最中というふうな答弁、コメントを発表していますけれども、人事課はその調査に加わっているのかどうかも含めて御説明ください。

梅田経営戦略部次長

山田委員から、地方公務員法違反の疑いで事情聴取を受けている事案について、御質問を頂いております。

人事課としましては、職員が警察から地方公務員法守秘義務違反の疑いで事情聴取を受けているということについて、県土整備部から報告を受けている状況でございます。その内容につきましては、現在警察のほうで任意捜査中ということでもありますので新聞報道ということになります。県が発注した工事を巡り、県の立入検査の日程を受注業者に事前に漏らしたのではないかと疑いで捜査を受けているというように聞いております。

現在、警察において任意で捜査中であるということから、現時点においては県土整備部において、本人への聞き取りを中心に確認しているという状況でございます。

山田委員

任意捜査中ということで、県土整備部を中心に聞いていると。つまり、現時点では人事課のほうは、この職員から事情聴取等々、県土整備部を含めてになりますけれども、していないということではないのですね。

梅田経営戦略部次長

人事課といたしましては、県土整備部のほうから聞き取り状況を聴取しているという状況でございます。本人から事情聴取はしておりません。

山田委員

本人からは事情聴取をしていないと。昨日も知事が記者会見で個人の意識改革が必要だ

と言ったわけですがけれども、私は前提が違いただろうと思います。当然、梅田次長は把握されていると思うのですが、この検査というのは、いったいどういう状況の中で県としてやられてきたのか。平成10年当時、私も度々本会議で質問したのですが、解放同盟の幹部であった森本グループの競売入札妨害事件、建築業法違反事件というのを受けて、そして施工体制の調査の必要性があって、その運用というのが始まったというふうに理解していますけれども、それで間違いはないですか。

梅田経営戦略部次長

県土整備部の事案であることから正確かどうか分かりませんが、人事課として県土整備部から報告を受けている状況としましては、平成13年4月に施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により定められました、公共工事入札契約適正化指針におきまして、工事現場への立入点検が明記され、施工能力の面から、不良・不適格業者の排除を行うことが打ち出されるなど、更に厳しく施工の実態を確認することが求められるようになったと。

こうしたことも踏まえ、技術者の設置状況、下請負人の施工状況など、施工体制を適正なものとするを目的として、県独自の施工体制調査要領を策定して、これに基づいて調査実施をしていると聞いております。

山田委員

平成10年8月31日に通知が出ていまして、不良工事等に対する措置の取扱いについてというのを持ち出されました。そして今、梅田次長が言われた方向へ流れてくる。この間に52社の問題というのも挟み込んできて、やはりこれでいいのかという議論が議会の中でも度々起こった。

その面で、施工体制調査には実施要領があると思いますが、そこでは、基本的に調査を月2回程度抜き打ちで実施するという方針が掲げられています。個人の自覚、職員の意識改革が必要と、何を人ごとみたいなことを言っているのか。このルールに外れているではないかという点の認識をまず一つ。

それともう一つ、今回は北井上の工事から出たというふうには書いていますが、これらの業者は、県の倫理条例でいう利害関係者でないのですか、御答弁ください。

梅田経営戦略部次長

先ほども申しましたように、現在、警察におきまして任意の事情聴取を受けている状況でございます。その状況の中で、ルールに外れているかどうかまでは判断できないというところでございます。

もう1点、利害関係者かどうかという点につきましては、その当時の状況というのがよく分かりませんので、正確なお答えができませんけれども、仮に発注者と施工者ということになれば、利害関係者になると認識するところです。

山田委員

やっぱり利害関係者なんですね。これについては、本当に不思議なところが残るんです

ね。先ほど言ったように、二人一組で抜き打ち検査をすると、施工体制調査の実施要領にもそういうふうに確か銘打たれていたと、私も古い資料をいろいろめくったのですが、そうになっているんです。そのことが全く今回、出てない。今日の県土整備委員会では、そういう議論もされているとは思いますが。利害関係者ということになったら当然人事課としても、これが事実だとしたら、事実でなかったらこんな報道もされないし、知事も昨日の記者会見の中で事実であればという前提の下で言っているものの、もうこれだけ公になっているのですから、今更違っておりましたということにはなりませんよ。

やはり人事課としては、徹底した調査等々を早急にやる必要があるのではないかと思いますけれども、この点は、県土整備部の話を聞くだけというスタンスから一歩進める必要がありませんか。

梅田経営戦略部次長

先ほども答弁させていただきましたとおり、現在、警察におきまして、地方公務員法違反の疑いで事情聴取を受けている状況でございますので、まずは警察の捜査状況を見守った上で対応してまいりたいと考えてございます。

山田委員

これは引き続き、付託委員会や一般質問でも聞いていきたいと思えます。

西沢委員

前から気になっていたのですが、働き方改革ということで、働き方の見直しを国のほうも考えてみたいのですが、指定管理者の在り方というのは、何年までとかいろいろ決まっていることがあるのですか。

勝川行政改革室長

指定管理者制度につきましては、平成15年度の自治法改正を受けまして、公の施設の管理に民間活力を導入し、住民サービスの向上と経費削減を図ることを目的に導入された制度でございます。決まった指定年数が終われば、その都度指定管理者を募集して新たな指定管理者を決定して、運用を行っておるところでございます。

西沢委員

そうしましたら、県は3年とか5年までと言いますが、どうなのですか。

勝川行政改革室長

従来、施設の指定期間につきましては、施設の維持管理が主たる業務の場合は3年。企画事業が相当ウエイトを占め、ノウハウの蓄積や人材育成に期間を要する場合は、5年ということで運用しておりましたが、制度の導入から10年が経過して、ほとんどの施設が利用者の拡大や利便性の向上に向けた企画事業を行っているということで、昨年度、指定期間につきましては、全て原則5年ということで見直しを行ったところでございます。

西沢委員

例えば、私が指定管理者だとしましたら、雇う人を5年としても一度雇ってしまったら本当はずっと面倒を見ないといけませんよね。だからといって、指定管理を5年ということになると、5年と決まった中での在り方になってしまうわけです。要するに、臨時になってしまうのではないかと。だから、5年を10年、10年を15年と言っていいのかは分かりませんが、そこらあたりは、やっぱり臨時が中心になってくる気がするんです。そこらあたりが、しっくりしない。

特に国のほうも、働き方をきちんとしてというふうな中で、どうしたらいいのかという結論は分かりませんが、5年にしたからいいというものではないのではないかと。大体が指定管理者を一遍決めたら、現実には、何もなかったら継続的にいってないのですか。

勝川行政改革室長

もともとの指定管理者制度の趣旨から申しまして、複数の申請者が競争することにより、サービスの向上であるとか施設管理コストの縮減など、より良い管理を実現しようという制度でございますので、やはり競争性の確保というのは重要であるということで、一定期間、現在は5年で運用しておりますが、この期間が過ぎればまた新たに公募して、新たな事業者の参入、機会の確保を図ってまいりたいと考えております。

西沢委員

当然、経費削減で、今言ったような競争原理が働いてとかいろいろあるんでしょうけれども、雇われるほうになってみたら、そんな中途半端な採用、それを県が中心になってやっているというのは、ちょっと疑問点があります。

もう一度再考して、もっといいやり方というのを、例えば、金額はその時代に合わせて多少プラスしたりマイナスしたりがあるかも知れませんが、何の問題もないのだったらある程度継続することも考えないといけません。本当にそういう臨時が中心になっていいのかと、何かしっくりいきません。もう一度、ゼロから考えてもらったほうがいいのかと思うのですけれど。

勝川行政改革室長

実は、指定期間を見直す際に、事業者からもアンケートを採りました。

その結果、やはり西沢委員がおっしゃるように、雇用継続性から人材の確保・育成が難しいということで、そのときは3年を5年に延長してほしいというふうな要望を受けました。

それから、他県の状況を見ますと、3年の指定が大体15%、5年の指定が79%の約8割ということで、全国的な状況を見ましても5年というのが今主流になっております。

我々としても指定管理の機会につきましては、事業者の要望を踏まえた上で5年ということで運用していきたいと考えております。

西沢委員

多分、ちょっと話が違います。3年と5年があって、その中での話として、最低でも3

年を5年にしてくれという、多分そんな思いから5年と言ったのではないかと思います。他県がこうだからというのではなくて、徳島県としてどうするのかを考えるべきではないかと思えます。

もう一度、時代に合わせて、こういうのでいいのかということのを再考してほしい。こうしてとは言いませんけれども、もう一度ゼロから見直して、本当に最高の答えというのはなかなか出ないかも分かりませんが、より良い答えを、より良いやり方を考えてほしいと思えます。

庄野委員

西沢委員のすばらしい意見を聞きました。指定管理制度が始まったのが今から十二、三年ぐらい前になるのか、私もその当時、非正規雇用の不安定な労働者を増やすばかりでないと反対しました。

今まで安定的に、例えば県の外郭団体として機能して、そこで二十三、四歳で入って60歳ぐらいまで真面目に一生懸命働けば雇用がかなった職場を、官から民へということもございまして、指定管理制度というのを県、市町村も次々と導入しました。私はそのとき、不安定な就労者を増やすだけでないか、経費削減も大事だけれども、やはりそうした就労者、雇用の継続性も含めて、十分管理するべきではないかと申し上げてきました。

やはり、この指定管理者制度というのは、西沢委員がおっしゃったように、この時代になって、若者が就労しようと思っても5年しか、せつかく働いても5年でひょっとしたら首を切られるかも分からないと、本当に若い方々が来にくい。働き方改革というのであれば、やはりそこは、私も再考すべきだと思いますし、久しぶりに同じ意見だと思って意見を述べさせていただきました。

これも一県、本県だけで変えていくというのは難しいかもしれませんが、県議会でそういう意見も出たということを通じた、全国の県庁の幹部の皆さん方が会うときはあると思えますので、そんなことも話し合っただけなら有り難いと思ひまして言わせていただきましたが、どうですか。

勝川行政改革室長

指定管理について御質問を頂きましたが、先ほど申し上げましたように、今の他の都道府県による全国的な状況を見ますと、やはり5年というのが主流でやっております。

ただ今の委員の御意見を踏まえまして、現時点での状況、これら最新の情報を収集しまして、状況を見極めながら研究していきたいと考えております。

庄野委員

この指定管理を選ぶ場合に、選定委員会というのがありますね。選定委員会の中で、同業者側の委員とかから、そういう話というのは多分出ていると思うのですが、状況はどうですか。

勝川行政改革室長

指定管理者選定委員会におきましては、やはり労働分野に精通して良好な就業関係の形

成に見識のある方に委員になっていただいております。

ただ、個別の選定委員会での議論については、私ども把握をしておりませんので、この時点では、お答えができないということで御了解いただきたいと思います。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時31分）